

獨協医科大学関記念学生館規程

平成11年1月13日
制定

改正 平成18年4月1日

平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学関記念学生館（以下「学生館」という。）の使用に関して必要な事項を定めることにより、適正な管理と円滑な運営を図ることを目的とする。

(入館者の資格)

第2条 学生館に入館できる者は、本学医学部に在籍する女子学生とする。

(入館心得)

第3条 入館者は、相互の親睦を図り秩序ある生活の向上に努めなければならない。

(入館期間)

第4条 入館期間は、原則として第6学年終了時までとする。

(室料)

第5条 入館者は、別に定める室料を支払わなければならない。なお、光熱水費ほか居住に関わる諸経費は入館者の負担とし、室料には含めない。

(保証人)

第6条 保証人は、入館者の負担する一切の債務履行に関し、入館者と連帯してその責に任ずるものとする。

(所管)

第7条 学生館は、学務部学生課の所管とする。

2 学生館の管理運営に関する重要事項は、学生生活委員会の議を経て学長が決定する。

3 学生館に関する事務は、学務部学生課が行う。

(責任者)

第8条 学生館に、館長、副館長及び管理人を置く。

(館長及び副館長)

第9条 館長は、学生部長をもって充てる。

2 館長は、学生館の管理運営及び入館者の生活指導に関する事項を統括する。

3 副館長は、館長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 副館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 副館長は、館長を補佐し、入館者の助言、指導、厚生補導を行う。

6 副館長は、館長に事故のあるときは、館長の職務を代行することができる。

(管理人)

第10条 管理人は、館長及び副館長の命を受け、学生館の管理に当たる。

2 管理人の業務については、別に定める。

(入館)

第11条 入館を希望する者は、所定の手続きを経て、館長の許可を得なければならない。

2 入館は、原則として学年度始めとする。

(退館)

第12条 退館を希望する者は、退館1か月前までに所定の手続きを経て館長の承認を得なければならない。

2 館長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、退館を命ずることができる。

(1) 第5条に規定する室料の納入を怠ったとき。

(2) 館内生活において風紀秩序を著しく乱す行為があったとき。

(3) その他学生館の管理運営に重大な支障をきたす行為があったとき。

3 前項に該当した場合は、10日以内に退館しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、館長の承認を得てその期間を延長することができる。

4 入館者が本学の学籍を離れたときは、退館しなければならない。

(居室の変更)

第13条 入館者の居室の変更は、原則として認めない。

(細則)

第14条 学生館の利用に関する細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学生生活委員会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成11年 規程第1号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年 規程第52号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年 規程第73号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。